

# 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における

## 船橋市国際交流協会主催事業の実施に向けた感染拡大予防ガイドライン

船橋市国際交流課

### <目的>

船橋市国際交流協会が実施する以下の対象事業について適切な感染予防策を講じるため、本ガイドラインを策定する。

### <対象事業>

人と人が対面する方式で実施する次の事業

- ・日本語教室（短期速習、地球っ子を含む）・日本語ひろば
- ・日本語学習支援者養成講座（ブラッシュアップ講座を含む）・外国語講座
- ・災害時外国人支援サポーター養成講座 ・外国人防災講座 ・多文化共生研修
- ・その他会長が認めるもの

### <基本方針>

- (1) 船橋市及び船橋市国際交流協会の方針に従うことを前提とする
- (2) 事業関係者全員へ本ガイドラインの周知徹底を図ること
- (3) 事業関係者から感染者が出た場合の団体の責務の重大性を考え、事業関係者間で当該感染拡大予防ガイドラインを遵守することを徹底する

### <全般的な事項>

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、主な感染経路である①飛沫感染や②接触感染のリスクに応じた対策を講じ、事業を実施すること。

	概要	対策
①飛沫感染 人 → 人 (直接感染)	感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、ウイルスが含まれた小さな水滴（飛沫）が口から飛び、これを近くにいる人が吸い込むことでおこる感染。飛沫が飛び散る範囲は2m以上。	マスクの着用、対人距離の確保、換気など
②接触感染 人→媒体など→人 (間接的に感染)	ウイルスに直接触れるまたは汚染された物を介して伝播がおこる間接触による感染のこと。ウイルスが付着した手で口、鼻、眼等をさわること等によってウイルスが体内に侵入し、感染が成立する。	手指消毒、汚染疑いのある箇所の消毒、対人距離の確保、物品共有の回避など

- (2) 三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の発生が原則想定されないこと。（マスク着用時は1.5m以上（整列等は1m間隔可）、マスクを外すことが想定される場合は2m以上確保する。）
- (3) 大声での発声、声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
- (4) その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等）が講じられること。
- (5) 食事や喫煙を行わないこと。

- (6) 各種会議や講座、研修会など室内で実施する場合は、極力利用時間を減らし、利用人数を最小限とすること。また、こまめな換気をし、会場への入退室時の手指消毒を徹底すること。
- ※事務連絡などがある場合には、事前に責任者にメール等で周知するなどの工夫をすること。
- (7) 感染防止のため主催者が実施すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（受付場所等）に掲示すること。
- (8) 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること。
- (9) ボランティア及び参加者に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策のため情報提供（船橋市が定める利用者カード（利用者名簿）又はそれに相当するもの）を求めること。記入した申告書については、船橋市国際交流協会及び施設管理者に提出すること。なお、提出された個人情報の取り扱いには十分配慮しながら、参加当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間（1か月間）を定めて保存しておくこと。
- (10) 事業終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、船橋市国際交流課及び施設管理者に対して速やかに報告するとともに保健所が行う疫学調査に協力すること。
- (11) ボランティア、参加者ともに新型コロナウイルス接触感染アプリ「COCOA」をインストールし、万が一、感染者がいた場合の通知機能を活用して感染拡大を防ぐよう最大限努めること。
- (12) 市が定める「船橋市における公共施設利用の基本的な基準（令和3年12月1日適用）」を遵守すること。なお、基準が改正された場合はその基準を遵守すること。ただし、市の基準と後述の「＜ボランティア及び参加者が守るべき事項＞」に定める事項が異なる場合は、原則として、「＜ボランティア及び参加者が守るべき事項＞」に従うものとする。
- (13) 新型コロナウイルスに対応し各公民館等が新基準の定員を規定している場合は、それを遵守すること。なお、協会サロンについても、公共施設の新基準に準じた定員を遵守すること。

#### ＜保険に関する留意事項＞

船橋市国際交流協会の会員を対象とするボランティア活動保険は事故による傷害に対する補償であり、疾病については、たとえ活動中のウイルス等感染が原因だとしても一切保証の対象外であることを予め了承したうえで活動に参加すること。

#### ＜ボランティア及び参加者が守るべき事項＞

- ① 参加者に対し下記事項に該当する場合は参加を見合わせるよう告知し、当日の感染予防策についても事前に伝えること。
- a) 事業当日に体調がよくない場合
    - ・ 37.0 度以上の発熱又は、37.0 度未満でも平熱比 1 度以上ある場合
    - ・ 息苦しさ、強いだるさの症状がある場合
    - ・ 咳、咽頭痛などの症状がある場合
  - b) 過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
  - c) 同居家族が上記にあてはまる場合も活動を自粛すること。
  - d) 同居家族を含め PCR 検査の対象となった場合は、陰性が確認されるまで参加を自粛すること。
- ② ボランティア、参加者ともに、入室時に非接触型体温計で体温を測定し、施設利用者名簿に記載すること。
- ③ 日本語教室等において、新規の入会・見学希望者が来館したときは、教室内に入室させず日本語教室 Web 受付案内のチラシを渡して帰っていただくこと。その際、予約方法など分からないことは、船橋市外国人総合相談窓口へ連絡するよう伝え、窓口のチラシも渡す

こと。

- ④ ボランティア及び参加者は、必ずマスク着用をすること。なお、マスクは各人で用意すること。
- ⑤ ボランティア及び参加者は任意でフェイスシールドを着用することができる。なお、フェイスシールドは各人で用意すること。  
※フェイスシールドはマスクの代用ではなく、ゴーグルの代用であるため、フェイスシールドの着用の有無にかかわらず必ずマスクは着用すること。
- ⑥ 感染予防
  - a) 室内への入室の際に消毒液での手指消毒を徹底すること。
  - b) 室内は、換気（常時又は 30 分に 1 回以上 5 分程度行う）を行うこと。
  - c) その日の活動終了後に室内の消毒を行うこと。
  - d) 室内での「飲食」及び「懇親会」は行わないこと。（最低限の水分補給は可とするが、ペットボトルなどフタのできる容器に限り、必要な人が個人ごとに各自で用意すること。）
  - e) 室内のテキスト、文房具等の貸し出しは行わないこと。（参加者が忘れた場合は、該当部分をコピーし対応すること。）
- ⑦ 教室ごとに次の物品を備え、責任をもって管理すること。
  - ポンプ式の\*消毒液（70%アルコール（エタノール））  
\*：令和 2 年 9 月船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部作成  
「正しい知識を身に付けよう！新型コロナウイルスの消毒・除菌」参照
  - 非接触型体温計

#### <その他>

国際交流協会が実施する事業は、新型コロナウイルス感染拡大に係る地域の状況等により、急に中止とする場合があります。必ず船橋市国際交流課及び船橋市国際交流協会の方針に従っていただくようお願いします。

また、本マニュアルは、今後の知見の集積及び船橋市の感染状況等を踏まえて、逐次見直すことがあります。

(以上)

令和 3 年 7 月 2 日作成、施行

令和 3 年 1 2 月 1 日改正、施行